

地域密着型臨床研修病院の認定について

1 概要

都道府県知事は、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム（地域医療重点プログラム）を設けることができる基幹型臨床研修病院（地域密着型臨床研修病院）の申請があったときは、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、認定することとされていることから認定の適否について御協議いただくもの。

2 地域密着型臨床研修病院認定申請書について

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発0612004号）の通知第2の5 臨床研修病院の指定の基準（1）ア（キ）の規定に基づき、下記県内病院より申請があった。

医療法人沖縄徳洲会 千葉西総合病院	【所在地】松戸市金ヶ作 107-1
-------------------	-------------------

3 書類審査の結果について

地域重点プログラム設置基準に基づいて審査した結果、基準の充足が確認された。また、臨床研修審査専門員から下記のとおり意見があった。

医療法人沖縄徳洲会 千葉西総合病院	【主な意見】概ね問題はない。地域医療研修は、当該都道府県内において研修をすることが望ましいが、千葉県内の施設はなく、系列施設に偏っている印象がある。
----------------------	--

4 地域医療重点プログラムの研修医の募集について

地域医療重点プログラムの研修医の募集は、当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方を上限に、臨床研修期間中に従事要件等が課されている者（医師修学資金受給者）を対象として、一般の臨床研修医の募集（医師臨床研修マッチング）よりも前に行うこと（地域枠等限定選考）ができる。

千葉西総合病院の研修医募集総定員は24名を予定しているのに対し、同院が希望する地域重点プログラムの研修医募集定員は3名であり、総募集定員の2割以下であった。

5 地域密着型臨床研修病院の認定について（案）

審査の結果を踏まえ、千葉西総合病院を地域密着型臨床研修病院として認定する。また、地域枠等限定選考ができる募集定員は3名とする。